

安城市瓦屋根改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、住民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等の調査及び改修を行う者に対し、予算の範囲内において交付する安城市瓦屋根改修費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにあつては、当該店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦ぶき又はプレスセメント瓦ぶきの屋根をいう。
- (3) 瓦屋根診断 住宅の瓦屋根について、かわらぶき技能士（1級又は2級）、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士（以下「診断士」という。）が、建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材・外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う診断をいう。
- (4) 瓦屋根改修 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根の全面を告示基準に適合させるために行う工事又はスレート屋根、金属屋根等へ改修する工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を要しないものとする。
- (5) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅の所有者（イに掲げる者を除く。）

イ 区分所有された共同住宅の所有者で当該共同住宅の管理組合の合意を得た者

ウ 住宅の居住者で当該住宅の所有者（所有権を有する者が複数ある場合は、当該所有権を有する者全員）の同意を得た者

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象となる住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在する住宅で、令和3年12月31日までにふいた瓦屋根を有するもの

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅

(3) 瓦屋根改修を行う場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する住宅

ア 昭和56年6月1日以後に建築確認がされたもの

イ 建築士が耐震診断の結果、耐震性を有することを確認したもの

ウ ア及びイと同等以上の耐震改修が行われるもの

(4) 補助金の交付を受けようとする事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付される対象となっていないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものであって、第8条第1項の規定による決定の日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。

(1) 補助対象住宅の瓦屋根診断を行う事業（以下「瓦屋根診断事業」という。）

(2) 補助対象住宅の瓦屋根改修を行う事業（以下「瓦屋根改修事業」という。）

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
瓦屋根診断事業	瓦屋根診断に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、2万1,000円を限度とする（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）。
瓦屋根改修事業	瓦屋根改修に要する経費。ただし、屋根の面積に1平方メートル当たり2万4,000円を乗じて得た額を限度とする。	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、55万2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地に対し、補助対象事業ごとに、各1回までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 瓦屋根診断事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、瓦屋根診断に関する契約を締結する前に、安城市瓦屋根改修費等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（住宅の位置が分かる地図）
- (2) 現況写真（屋根材が判断できるもの）
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類（ただし、市税の閲覧同意をした場合は不要とする。）
- (4) 瓦屋根診断に係る住宅の確認通知書の写し、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等
- (5) 瓦屋根診断を行う診断士の資格を証する書面
- (6) 瓦屋根診断に係る見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 瓦屋根改修事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、瓦屋根改修に関する契約を締結する前に、安城市瓦屋根改修費等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定による申請をしている場合で、当該申請に添付した書類の内容に変更がない場合においては、第1号から第4号までの書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 付近見取図（住宅の位置が分かる地図）
- (2) 現況写真（屋根材が判断できるもの）
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類（ただし、市税の閲覧同意をした場合は不要とする。）
- (4) 瓦屋根診断に係る住宅の確認通知書の写し、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等
- (5) 瓦屋根診断の結果報告書の写し（診断士の資格名、記名及び押印のあるものに限る。）
- (6) 瓦屋根改修に係る見積書の写し
- (7) 屋根の面積が確認できる図面及び面積表
- (8) 瓦屋根改修と同時に耐震改修を行う場合は、その見積書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、安城市瓦屋根改修費等補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（計画の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、あらかじめ安城市瓦屋根改修費等補助金変更交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 変更後の屋根の面積が確認できる図面及び面積表（瓦屋根改修事業に係る屋根の面積の変更がある場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは変更の決定をし、安城市瓦屋根改修費等補助金変更交付決定通知書（様式第4）により交付決定者に通知するものとする。

（事業の取りやめ）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定後に対象事業を取りやめるときは、安

城市瓦屋根改修事業等取りやめ届（様式第5）を市長に提出しなければならない。
（実績報告）

第11条 交付決定者は、瓦屋根診断事業が完了したときは、速やかに安城市瓦屋根改修事業等実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）請負契約書の写し
- （2）領収書等の写し
- （3）瓦屋根診断の結果報告書の写し（診断士の資格名、記名及び押印のあるものに限る。）
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、瓦屋根改修事業が完了したときは、速やかに安城市瓦屋根改修等補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）請負契約書の写し
- （2）領収書等の写し
- （3）瓦屋根改修の施工状況が分かる写真
- （4）瓦屋根改修の着手前及び完了後の写真
- （5）瓦屋根改修と同時に耐震改修を行われた場合は、その請負契約書及び領収書等の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3）第5条に規定する期日までに補助対象事業が完了しないとき。
- （4）その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。